

令和5年度

全国安全週間実施要領

● 本週間：7月1日～7日

● 準備期間：6月1日～30日

～令和5年度スローガン～

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

会長メッセージ

令和5年度の全国安全週間を迎えるにあたりご挨拶を申し上げます。

全国安全週間は昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎えます。この取組は、我が国における労働災害防止活動の推進に欠かせないものであり、労働者の安全意識の高揚及び安全活動の定着に貢献して参りました。

この間、会員をはじめとする関係各位の弛まぬご努力により、建設業における労働災害は長期的には減少傾向にありますが、令和4年の建設業における労働災害の死亡者数は281人と前年に比べて3人増加し、2年連続の増加となりました。また、休業4日以上の死傷災害については14,539人と、前年に比べて387人の減少となっています。

また、近年、建設業においては働き方改革の推進、建設従事者の高齢化の進展、担い手の確保・育成など、様々な問題が山積する状況にあります。

このような状況の中、労働災害を少しでも減少させ、働く方々が安心して安全に働くことができる職場環境を築くため、当協会では令和5年度を初年度とする第9次建設業労働災害防止5か年計画を策定したところです。この第9次5か年計画の目標達成に向け、墜落・転落災害を始めとする重篤度の高い労働災害を撲滅するための重点事項の推進、リスクアセスメントの確実な実施、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスマス）の導入促進、安全衛生教育の推進、高年齢労働者の労働災害防止対策などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

会員各位におかれましては、令和5年度の全国安全週間の準備期間及び本週間において取り組むべき事項をまとめた本実施要領を参考に、経営トップの強力なリーダーシップの下、関係者が一丸となって現場での自主的な安全衛生活動をより一層推進し、安全な職場環境の形成をお願いします。

令和5年6月

建設業労働災害防止協会
会長 今井 雅則



No.1 瀬戸 百花
No.760101

I 趣 旨

本年度の全国安全週間は、厚生労働省の「令和5年度全国安全週間実施要綱」に基づき、6月1日から30日までを準備期間、7月1日から7日までを本週間として、下記のスローガンのもとに展開される。

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

この全国安全週間を契機に、経営トップの明確な方針のもと、店舗と作業所が緊密に連携して安全衛生水準の一層の向上を図り、実効ある安全衛生管理活動を実施する。

II 会員が実施する事項

会員は本実施要領をもとに、「建設業労働災害防止規程」及び「令和5年度建設業労働災害防止対策実施事項」を参考として、企業の実態に即した実施計画を作成し、積極的に推進する。

※上記の「防止規程」及び「令和5年度実施事項」は、当協会ホームページからご覧いただけます。

※本実施要領では「墜落制止用器具」は「安全帯」と表記します。

準備期間（6月1日～30日）の実施事項

☑チェックを入れて、実施する項目を確認しましょう！

項 目	チ ェ ッ プ	実 施 内 容
1 経営トップ等による 現場安全点検等の実施	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(1) 安全衛生管理体制及び安全衛生教育等の実施状況の確認 (2) 労働安全衛生関係法令及び社内の安全衛生規程等の遵守状況について安全パトロール等による職場の総点検の実施 (3) 経営トップ等による安全訓示等を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚 (4) ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
2 リスクアセスメントの 確実な実施	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(1) 設計・計画段階におけるリスクアセスメントの実施と、その結果に基づくリスク低減措置の実施状況の確認 (2) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害情報に基づく、化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置の実践（「ラベルでアクション」の取組の推進）
3 コスマスの導入と実施	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(1) コスマスガイドラインに基づいたシステムの導入と実施によるPDCAサイクルの確立 (2) 関係労働者に対するシステムの理解促進のための、コスマスガイドラインの教育等の実施 (3) 内部監査の実施と改善
4 墜落・転落災害の防止 (三大災害の絶滅)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(1) 設計・計画段階において、高所作業が不要となる工法の採用など危険有害要因を根本から除去する対策、手すりの設置などの設備面の工学的対策、管理的対策、保護具による対策を順次検討し、フェールセーフ思想に基づき重層的に実施 (2) 高所作業における作業床・手すり等の設置、その設置が困難な場合の防網（安全ネット等）や安全帯取付設備の設置の徹底 (3) 使用状況に合わせた適切な安全帯の選定・使用前点検の実施・確実な使用、併せて、フックの掛け替え時には二丁掛け安全帯の使用 (4) フルハーネス型安全帯を使用する場合には特別教育の受講 (5) 足場等の「より安全な措置」として、法定の措置に加え、わく組足場の上さん、わく組足場以外の幅木等の設置 (6) 足場の組立て等においては、「手すり先行工法」、十分な安全対策を盛り込んだ「大組、大払工法」等の採用、並びに作業主任者・作業指揮者による作業手順の周知徹底及び作業状況の確認 (7) 足場の点検（組立て、一部解体、変更後、悪天候後、始業前）については、足場点検実務者研修等の修了者から点検者を指名し、確実な点検の実施、点検者の氏名を含めた点検記録の保存 (8) 開口部や作業床の端には、手すり・中さん等の設置及び注意喚起の表示等、「見える化」の推進
5 建設機械・クレーン等 災害の防止 (三大災害の絶滅)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(1) 作業条件に応じた適切な機械の選定等のリスク低減措置を盛り込んだ施工計画及び作業計画・作業手順の作成と実施の徹底 (2) 適正な重機作業計画等による、車両系建設機械・クレーン等の転倒及び転落災害防止対策の徹底 (3) 作業範囲内の立入禁止措置や作業指揮者・誘導者の配置等、はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底

	<input type="checkbox"/> (4) 荷のつり上げ作業時における荷姿や玉掛け状況の確認及びつり荷の下への立入禁止措置の徹底 <input type="checkbox"/> (5) 法定有資格者による、車両系建設機械・クレーン等の運転及び玉掛け・玉はずし作業の徹底 <input type="checkbox"/> (6) 玉掛け作業の際には、「3・3・3運動」の実施（30cm地切り、3秒以上停止・荷姿確認、3m荷から離れる） <input type="checkbox"/> (7) 運転席でのシートベルトの完全着用
6 倒壊・崩壊災害の防止 (三大災害の絶滅)	<input type="checkbox"/> (1) 建築物等の解体工事は、構造物の事前調査に基づく解体工法・作業順序・控えの設置方法等、リスク低減措置を盛り込んだ施工計画及び作業計画・作業手順書の作成と実施の徹底 <input type="checkbox"/> (2) 足場は、強度及び風荷重を検討の上、壁つなぎ・控え・筋かい・水平つなぎを十分に設ける等、倒壊防止対策の徹底 <input type="checkbox"/> (3) 上下水道等の溝掘削工事等における「土止め先行工法」の実施 <input type="checkbox"/> (4) 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインの遵守。特に「切羽の立入禁止措置」、「肌落ち防止計画の作成」、「肌落ち防止計画の実施及び変更」、「切羽監視員の配置」の確実な実施 <input type="checkbox"/> (5) 斜面掘削作業における崩壊のおそれのある作業場所での日常及び変状時点検や点検者への教育の実施等「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の遵守
7 転倒災害の防止	<input type="checkbox"/> (1) 作業通路の段差等の解消、通路等のすべり止め等の措置 <input type="checkbox"/> (2) 転倒危険箇所の表示等、危険の「見える化」の実施 <input type="checkbox"/> (3) 4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）等の徹底による作業床や通路等の安全確保並びに照度の確保 <input type="checkbox"/> (4) 転倒災害防止のためのチェックリストを活用した安全点検の実施 <input type="checkbox"/> (5) 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく職場環境の改善の推進
8 交通労働災害の防止	<input type="checkbox"/> (1) 適正な労働時間管理、長時間運転の禁止、交通ハザードマップ等を活用した最適な運行計画の作成等による運行管理の実施 <input type="checkbox"/> (2) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不調の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施 <input type="checkbox"/> (3) 運行管理者・安全運転管理者の確実な選任と職務の遂行 <input type="checkbox"/> (4) 運転中のカーナビや携帯電話の操作等のながら運転の厳禁 <input type="checkbox"/> (5) 睡眠時間の確保の重要性などについての交通安全教育の実施
9 不安全行動による災害の防止	<input type="checkbox"/> (1) 危険軽視の行動を「黙認しない、見逃さない、妥協しない」職場風土づくりの推進 <input type="checkbox"/> (2) 「危険予知活動」、「ヒヤリハット活動」、「ひと声かけあい運動」等の積極的な実施 <input type="checkbox"/> (3) 「近道・省略行為」等のルール違反行為の禁止 <input type="checkbox"/> (4) 職場の危険箇所の「見える化」の推進 <input type="checkbox"/> (5) 建災防方式「新ヒヤリハット報告」を活用した安全衛生活動の促進
10 安全衛生教育の実施	<input type="checkbox"/> (1) 「新規入場者教育」、「送り出し教育」等の安全衛生教育の実施 <input type="checkbox"/> (2) 建設従事者に対する危険体感教育（安全帯ぶら下がり、はさまれ等）の実施 <input type="checkbox"/> (3) 危険有害業務従事者に対する特別教育（フルハーネス型安全帯使用作業や足場の組立て等）や特別教育に準じた教育の確実な実施 <input type="checkbox"/> (4) 職長・安全衛生責任者、作業主任者、危険有害業務技能講習修了者等に対する能力向上教育の実施 <input type="checkbox"/> (5) 外国人労働者にも配慮した安全衛生教育の実施
11 職業性疾病の防止	<input type="checkbox"/> (1) 建築物等の解体・改修工事における石綿の使用有無について建築物石綿含有建材調査者による事前調査の実施及び石綿ばく露防止対策の確実な実施 <input type="checkbox"/> (2) 橋梁の塗装のかき落とし作業における鉛、クロム、PCB等の有害物へのばく露防止対策の徹底 <input type="checkbox"/> (3) 金属等の研磨作業、はつり・解体作業等に係わる粉じん障害防止対策の徹底 <input type="checkbox"/> (4) アーク溶接作業における粉じん障害防止及び溶接ヒュームばく露防止対策の徹底 <input type="checkbox"/> (5) 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」の活用による、ずい道等建設労働者の健康管理情報の把握 <input type="checkbox"/> (6) 酸素欠乏症や一酸化炭素中毒等の防止対策の徹底 <input type="checkbox"/> (7) 腰痛及び振動障害の予防対策の徹底 <input type="checkbox"/> (8) 各種保護具の作業環境に応じた適切な使用の徹底及び使用前点検の実施
12 熱中症の予防	<input type="checkbox"/> (1) 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の推進 <input type="checkbox"/> (2) 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施 <input type="checkbox"/> (3) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間等）の設定 <input type="checkbox"/> (4) 热中症リスクの高い作業者の把握・作業場巡回等の実施、熱中症予防のための教育及び健康KYの実施 <input type="checkbox"/> (5) 作業者の作業前後及び作業中の体調確認の実施 <input type="checkbox"/> (6) 休憩場所及び休憩時間の確保並びに十分な水分・塩分等の積極的な摂取の勧奨、作業開始前や休憩時間中のプレクーリングの実施 <input type="checkbox"/> (7) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊要請の徹底

13 健康管理の推進	<input type="checkbox"/> (1) 法令で定める雇入れ時及び定期の健康診断及び特殊健康診断の実施とその結果に基づく必要な措置の実施 <input type="checkbox"/> (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(厚生労働省)に基づく、職場における健康の保持増進の実施 <input type="checkbox"/> (3) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づき、健康診断や体力チェックにより、高年齢労働者の健康状態や体力を把握し、状況に応じて適正配置に取り組む <input type="checkbox"/> (4) 事業主による適正な労働時間の把握と、過重労働（時間外・休日労働等）による健康障害防止対策の推進 <input type="checkbox"/> (5) 「すい道等建設労働者健康情報管理システム」への登録の徹底 <input type="checkbox"/> (6) 地域産業保健事業、都道府県産業保健支援センター事業、メンタルヘルス対策支援事業の活用
14 メンタルヘルス対策の推進	<input type="checkbox"/> (1) 安全施工サイクル（安全朝礼、KYミーティング及び巡視等）を活用した、建災防方式健康KYによる心身の健康状態の把握と、無記名ストレスチェックの結果に基づいた職場環境の改善 <input type="checkbox"/> (2) ストレスチェックの結果に基づく産業医等の面接指導及び事業者が講ずるべき適切な措置の実施 <input type="checkbox"/> (3) 建災防本部に設置されているメンタルヘルス対策相談窓口の活用 毎週月曜日13時～16時（祝日・年末年始を除く） TEL : 03-3453-0974 <input type="checkbox"/> (4) 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する小規模事業場支援の活用

本週間（7月1日～7日）の実施事項

1 安全意識の高揚

- (1) 経営トップ等による安全についての所信表明（例文参照）
- (2) 店社または作業所単位の安全衛生推進大会等の開催
- (3) 優良協力会社や優良な職長等の表彰の実施
- (4) 安全衛生責任者や職長等による職場安全懇談会等の開催
- (5) 家族みんなで安全衛生の大切さを共有

2 安全活動の実施

- (1) 経営トップ等による現場安全パトロール及び職場の総点検の実施
- (2) 作業所一斉の工事用機械・設備・保護具等の安全点検
- (3) 4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）による作業環境の整備

3 安全衛生教育・訓練等の実施

- (1) 安全衛生に関する勉強会、講演会等の実施
- (2) 現場緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

4 「安全の日」の設定のほか、本週間にふさわしい行事の実施

III 協会が実施する事項

本部及び支部は、その地域の実情に応じて次の事項を実施する。

- 1 「建設業労働災害防止規程」、「第9次労働災害防止5か年計画」、「令和5年度建設業労働災害防止対策実施事項」の周知
- 2 安全衛生に関する広報資料及び最新情報の提供
- 3 建設業の特徴を踏まえた「リスクアセスメント建設業版マニュアル」の普及・定着、リスクアセスメントの確実な実施の促進
- 4 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の周知と導入の促進
- 5 「三大災害絶滅運動」及び「安全施工サイクル運動」の促進
- 6 熱中症予防対策など各種安全衛生教育の推進
- 7 安全・衛生管理士等の専門家による安全衛生活動に対する指導・支援等の推進
- 8 建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック等の周知、労働者の健康確保対策の推進
- 9 「すい道等建設労働者健康情報管理システム」へのすい道等建設工事に従事する労働者の健康管理情報や作業歴の登録の促進
- 10 啓発用ポスター、のぼり、ワッペン等の作成と頒布
- 11 そのほか、本週間にふさわしい安全衛生活動の実施

安全の誓い

本日から始まる全国安全週間は、人命尊重という基本理念の下、自主的な労働災害防止活動を推進し、安全意識の高揚と安全衛生活動の定着を図ることを目的とした週間です。

我々はこの週間を契機として、働く方一人ひとりの安全と健康を第一に、労働災害を絶対におこさないよう、会社、作業所、協力会社が一丸となって取り組むことを誓います。

令和5年7月1日

●●建設株式会社

代表取締役社長 ●●●●

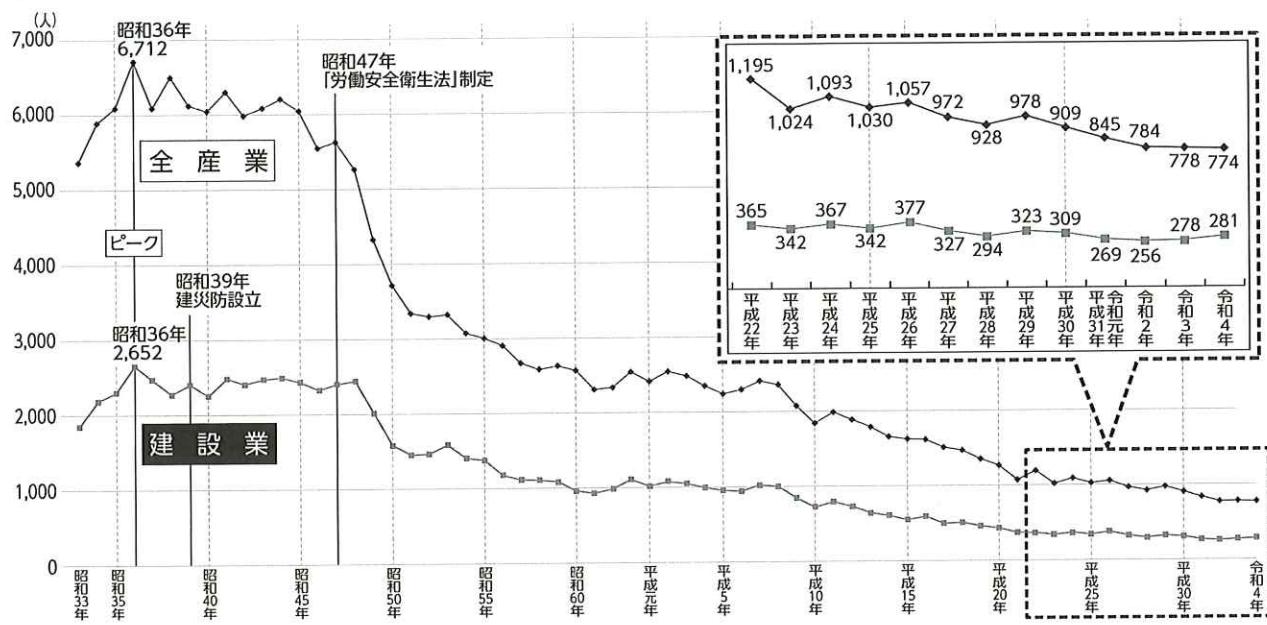
安全の誓い（例文）

資料1

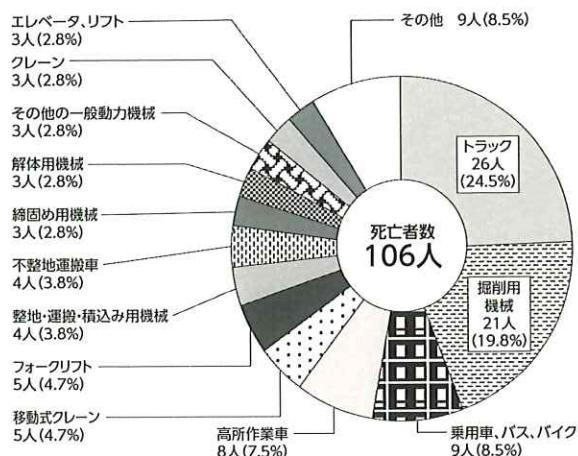
建設業における労働災害の発生状況(令和4年・確定値)

※割合(%)の合計は端数処理上100%にならない場合があります。

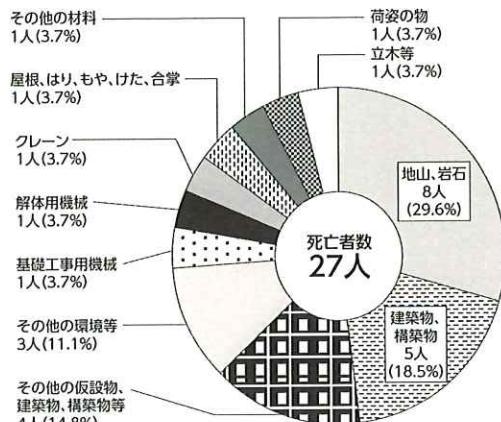
// 死亡者数の推移(昭和33年～令和4年)



// 建設機械・クレーン等災害



// 倒壊・崩壊災害



※「1 三大災害発生状況」は、「6 建設業における死亡災害発生状況(起因物・事故の型)」より作成しています。

「墜落・転落災害」と「倒壊・崩壊災害」の件数は事故の型別の分類ですが、「建設機械・クレーン等災害」の件数は起因物による分類です。そのため、「建設機械・クレーン等災害」の件数には、「墜落・転落災害」と「倒壊・崩壊災害」の件数が重複計上されています。

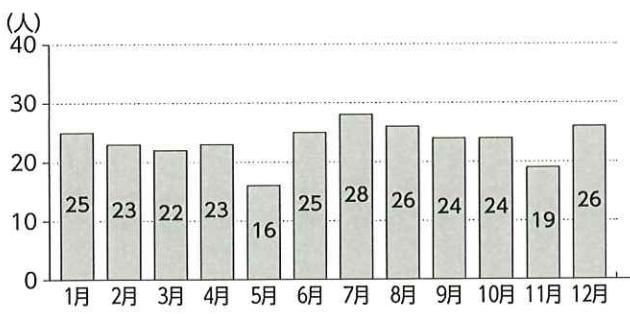
2 烈中症による死亡災害発生状況(令和2年～令和4年)

(人)

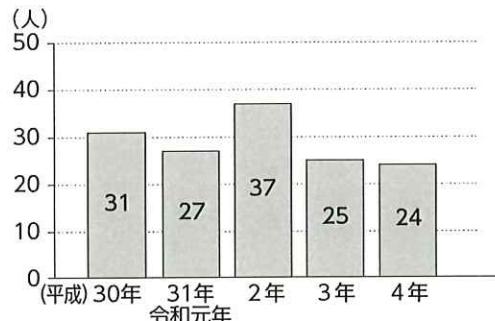
業種 年	建設業(割合)	全産業	月別発生状況(全産業)					
			5月以前	6月	7月	8月	9月	10月以降
令和4年	13(46%)	28	0	10	8	10	0	0
令和3年	11(55%)	20	1	0	7	12	0	0
令和2年	7(32%)	22	1	0	4	16	1	0

(令和5年1月13日時点速報値)

3 月別死亡災害発生状況(令和4年)



4 交通死亡災害発生状況(道路)



5 令和4年の休業4日以上の死傷災害発生状況

(人)

事故の型 業種	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	巻き込まれ・まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温との接觸	有害接物等との接觸	感電	爆発	破裂	火災	交通事故	その他交通事故	無理な動作・反応	その他	分類不能	合計
全産業	20,620	35,295	7,047	6,065	2,049	5,694	14,099	7,500	225	18	3,073	545	99	56	46	70	6,773	94	20,879	1,859	249	132,355
建設業	4,594	1,734	684	1,318	428	800	1,706	1,272	92	3	233	73	37	11	2	8	479	7	940	111	7	14,539
割合(%)	22.3	4.9	9.7	21.7	20.9	14.0	12.1	17.0	40.9	16.7	7.6	13.4	37.4	19.6	4.3	11.4	7.1	7.4	4.5	6.0	2.8	11.0

6 建設業における死亡災害発生状況(起因物・事故の型)

事故の型	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	巻き込まれ・込まれ	切れ・こすれ	おぼれ	の高接触・低温物と	有害物との接触	感電	爆発	火災	交通事故(道路)	交通事故(その他)	その他	合計	割合 (%)	
起因物																			
整地・運搬・積込み用機械	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1.4	
掘削用機械	6	2	1	0	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	7.5	
基礎工事用機械	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4	
締固め用機械	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.1	
解体用機械	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.1	
高所作業車	1	0	0	0	2	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	8	2.8	
その他の建設機械等	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4	
混合機、粉碎機	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.7	
食品加工用機械	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4	
その他の一般動力機械	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.1	
動力機械 計	12	2	1	2	12	16	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	47	16.7	
クレーン	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.1	
移動式クレーン	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1.8	
エレベータ、リフト	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.1	
その他の動力クレーン等	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4	
トラック	4	0	0	0	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	26	9.3
フォークリフト	0	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1.8	
コンベア	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4	
不整地運搬車	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1.4	
その他の動力運搬機	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4	
乗用車、バス、バイク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9	3.2	
その他の乗物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.4	
物上げ装置、運搬機械 計	7	4	4	1	7	11	0	0	0	0	0	0	0	24	1	0	59	21.0	
ガス溶接装置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.4	
送配電線等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0.7	
電力設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.4	
はしご等	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	5.3	
玉掛用具	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1.8	
その他の用具	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0.7	
その他の装置、設備	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	5	1.8	
その他の装置等 計	19	0	5	0	0	0	0	0	0	2	3	0	1	0	0	1	31	11.0	
足場	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	5.7	
支保工	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4	
階段、桟橋	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4	
開口部	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2.1	
屋根、はり、もや、けた、合掌	28	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	10.7	
作業床、歩み板	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.1	
建築物、構築物	14	0	2	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	8.2	
その他の仮設物、建築物、構築物等	6	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	3.6	
可燃性のガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	1.1	
有害物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.4	
その他の材料	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4	
仮設物、建築物、構築物等 計	74	0	4	11	1	1	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	95	33.8	
荷姿の物	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.7	
荷 計	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.7	
地山、岩石	4	1	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	4.6	
立木等	0	1	1	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	3.6	
水	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4	
異常環境等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.4	
高温・低温環境	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	1	15	5.3	
その他の環境等	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	1.4	
環境等 計	4	2	1	12	7	0	0	1	14	1	0	0	0	0	0	0	24	15.7	
起因物なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	1.1	
その他 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	1.1	
合計	116	8	16	27	27	28	1	1	14	4	4	3	1	24	1	6	281	100.0	
割合 (%)	41.3	2.8	5.7	9.6	9.6	10.0	0.4	0.4	5.0	1.4	1.4	1.1	0.4	8.5	0.4	2.1	100.0		

※この統計表は、厚生労働省が公表している事故の型別の分類より作成しています。

資料2

令和5年度全国安全週間行事計画表(例)

この週間行事計画表を参考にして、現場独自の「週間行事計画表」を作成しましょう。

行事 月日	項目	実施内容	行事 月日	項目	実施内容
7月 1日 (土)	休養の日	1. 身の回りの整理・整頓と室内の清掃 2. ゆっくりと休養	5日 (水)	パトロールの日	1. 安全パトロールの実施 2. 足場等からの墜落・転落防止対策の確認 3. 車両系建設機械の月例・日常点検の確認 4. 有資格者の配置の確認 5. 持込機械等使用届の処理と持込機械受理証(ステッカー)の添付の有無の確認
2日 (日)	安全の日	1. 安全衛生について家族みんなで考える 2. 明日への労働に備えて英気を養う	6日 (木)	安全教育の日	1. 熱中症予防に関する教育の実施 2. 事例研究会等の開催 3. 「不安全行動防止」「ヒヤリハット」に関する検討会の実施 4. DVD等の視聴覚教材を活用した安全衛生教育の実施 5. 緊急時訓練の実施
3日 (月)	趣旨徹底の日 (国民安全の日)	1. 社長メッセージの伝達 2. 「安全の誓い」による作業員の決意表明 3. 安全週間の意義と重要性の強調並びに行事予定の説明 4. 安全衛生集会の開催 5. 安全に関するポスター、たれ幕等の掲示	7日 (金)	反省の日 (安全会議・安全大会等の開催)	1. 安全週間を通しての反省、今後の安全管理のあり方・取り組み方等について討議・検討 2. 優良協力会社・作業グループ、個人等の表彰
4日 (火)	総点検の日	1. 保護帽・安全帯・手袋・防じんマスク等の保護具の点検と着装の確認 2. 工事用機械・工具・足場等の作業設備・作業環境等の点検・整備			

令和5年度 全国安全週間・STOP!熱中症クールワークキャンペーン用品のご案内

安全週間ポスター

No1 嶺百花
No 760101
No2 マングローブ
No 760102
B2判(73×52cm)
定価各253円 会員価格各220円 印50枚以上



No2 マングローブ

安全週間ワッペン

No 780030
10枚1組 ピニール製
(7.5×6cm)
定価990円
会員価格891円
印50組以上



安全週間のぼり

安全週間
No 880010
ポリエスチル製
(240×70cm) 紐付
定価1,837円
会員価格1,650円
印5枚以上



*表示価格：消費税込み

安全週間横幕

安全週間 No 880020
ポリエスチル製
(70×220cm) 紐付
定価1,837円 会員価格1,650円
スローガン No 880021
ポリエスチル製
(70×220cm) 紐付
定価1,837円 会員価格1,650円

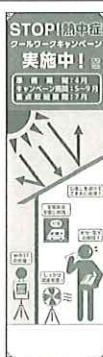


STOP!熱中症クールワークキャンペーンポスター・のぼり

嶺百花
No 760701
B2判(73×52cm)
定価253円
会員価格220円
印50枚以上



No 880910
ポリエスチル製
(240×70cm) 紐付
定価1,837円
会員価格1,650円
印5枚以上



●お問い合わせ・お申し込み先
建災防会員のお客様と建災防会員でないお客様では申し込み先が異なります。詳しくはホームページまたは教材開発センター等でご確認ください。
建災防 教材開発センター TEL: 03-3453-3391

<ホームページ>
https://www.kensaibou.or.jp/book_supplies/index.html

※建設業安全衛生教育用教材等に係る最新情報の配信(無料)を行っております。

InstagramとTwitterでも情報発信をしています。是非、フォローしてください！



<メール配信>



<Instagram>



<Twitter>

KENSAIBOUSHONBU

●実施要領についてのお問い合わせは、建設業労働災害防止協会 業務部 広報課 (TEL 03-3453-8202) までお願いします。

広報企画委員会 委員名簿

(敬称略・五十音順)			
委員長	豊澤 康男	(一社)仮設工業会 会長	委員 片岡 弘次
委員	石沢 正弘	(一社)日本建設機械工事業団体連合会 副会長	神田 道宏
ク	伊藤 光生	(株)竹中工務店 安全環境本部長	佐藤 恭二
ク	稻 直人	大成建設(株) 安全本部 安全部長	松永 昭治